

(答申第9号)

平成30年9月10日

寒川町議会

議長 太田 真奈美 様

寒川町情報公開審査会

会長 片岡 正昭

公文書の部分公開決定に関する審査請求について（答申）

平成30年4月24日付け寒議第16号で諮問された「平成29年12月7日付「寒川町議会PR番組収録時における山蔦議員の発言について(抗議)」」に係る公文書部分公開決定の件について、次のとおり答申します。

1. 審査会の結論

「平成29年12月7日付「寒川町議会PR番組収録時における山蔦議員の発言について(抗議)」」の公文書公開請求に対して、寒川町議会(以下「実施機関」という。)が行った部分公開決定処分は、妥当である。

2. 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人による平成29年12月15日付の公文書公開請求に対して、実施機関が平成29年12月21日付で行った部分公開決定処分中公開部分を取り消し、非公開決定を求め、ということである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、部分公開決定中公開部分を取り消し、非公開決定を求める理由について次のとおり主張している。

ア 寒川町情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号は、個人に関する情報又は公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報を

除いて公開する旨を定めている。本規定には、公務員等の職務遂行に係る情報を除く旨のただし書があり、議員も公務員等に含まれると解釈されるが、公務員等の職務遂行に係る情報はどんなものでも公開できるわけではない。公開については相応の斟酌が必要であり、議員である個人の権利利益を害するおそれがある場合には、非公開とするべきである。

イ 本件公文書に記録された、寒川町議会PR番組作成時において議員が発した「おかどがしれる」という発言（以下「当該発言」という。）は、番組編集で削除されたため、放映されなかったものである。また、大学から発言に対する抗議も寄せられていないことから、町に対して実害を与えるものではなかった。それにも関わらず、議長が当該発言及び発言をした議員の個人名を公開したことは、議員である個人の権利利益を不当に害する処分である。

ウ 議長は、公文書公開請求に対する処分を決定するにあたり、当該発言をした議員に弁明を求めることはなく、また、弁明する機会を与えることもなく処分を決定した。本件公文書は、町長による議会への不当な介入にあたるものであり、町長が議会を監視・監督していることの証である。議会の独自性・自律性を損ねるものであるから、議長はこのような公文書を一切公開するべきではなかった。

3. 実施機関の主張要旨

実施機関は、部分公開決定とした理由を次のとおり主張している。

ア 条例第5条第1号は、本文に非公開情報が規定され、ただし書にその除外例が規定されているものであることから、公文書に記録されている個人に関する情報が、特定の個人を識別することができるものであっても、個人の権利利益を害するおそれがあっても、ただし書に該当する場合には、非公開情報とはならず、公開しなければならない。本件公文書に記録されている情報は、議員としての公務の遂行に係る内容であることから、条例第5条第1号ただし書ウに該当する。

イ 平成29年12月19日に町議会本会議において、「山蔦紀一議員に対し猛省を求める決議」が議決され、当該決議文には、本件公文書に記録されている情報とほぼ同様の内容が記録されており、議案として傍聴人に配付された

ほか、インターネット中継により公表されたことから、条例第5条第1号ただし書アに規定する「法令又は他の条例等の規定により又は慣行として何人でも閲覧することができる」とされている情報」に該当する。

ウ 条例第13条第1項に規定する第三者に該当しないので、処分を決定するにあたって、第三者の保護に関する措置を講ずる必要はなかった。

4. 審査会の判断理由

(1) 映像の視聴及び口頭意見陳述の実施

当審査会は、審査請求事案の審理のため、編集前の寒川町議会PR番組録画映像を視聴した。また、審査請求人の申立てに基づき口頭意見陳述を実施した。

(2) 条例第5条第1号ただし書ア及びウの該当性について

条例第5条第1号は、公文書公開請求に対して、個人に関する情報又は公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある情報を非公開とする旨を規定している。本条文には、ただし書で除外規定があり、当審査会は除外規定の該当性について、実施機関から説明を聴取し、次のとおり判断した。

ア 実施機関は、議員の氏名を公開した根拠は条例第5条第1号ただし書アであるとし、その理由について、当該発言があった日時や状況、また、町長からの抗議文が提出されたことなど主要な部分で、本件公文書とほぼ同じ内容である「山蔦紀一議員に対し猛省を求める決議」が町議会において議決され、公表されていたことが、慣行として何人でも閲覧することができる」とされている情報に該当すると説明した。

条例に公務員等の氏名の公開・非公開についての規定は無いが、一般に、公務員等の氏名は、職員録や人事異動の広報紙・新聞掲載によって公表されている。議員の氏名も、議会の広報やホームページにおいて公表されている。

寒川町議会PR番組は、議会の公務として、そもそも放映されることを目的として作成されたものである。撮影に参加していた議員は、その行動や発言が放映されることを当然承知していたと考えられる。実際には、当

該発言の部分は、編集されて放映されなかったが、編集されずにそのまま放映された可能性もあったと考えられる。また、当該番組の映像からは、参加していた議員は挙手をし、氏名を名乗って発言をしていたことが確認された。これらの事情から、氏名を公開することが適切でないとする合理的な理由は存在しない。

よって、氏名については条例第5条第1号ただし書アに該当し、これを公開した処分は妥当であると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書ウは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び職務遂行の内容について、非公開情報から除外する旨を定めた規定である。ただし書ウの該当性については、本件公文書には、寒川町議会PR番組収録時における山蔦紀一議員の発言に対する町長の抗議が書かれており、この山蔦紀一議員の発言は、議員としての公務に係る内容であることは明白であることから、職と職務遂行の内容について公開した実施機関の処分は妥当であると判断する。

(3) 処分決定に係る意見聴取について

第三者の保護に関する措置の適用については、条例第13条第1項に規定する第三者に該当しないとする実施機関の判断は妥当であると判断する。

(4) その他の事項について

本審査会は、公文書を公開することの是非について、条例に基づいて審理する機関である。審査請求人が主張する公文書の作成過程及び町議会における決議文の議決に至る過程の是非について、本審査会は審理する権限を持たない。

5. 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

〈別紙〉 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 4 月 24 日	実施機関から諮問書を受理
平成 30 年 5 月 16 日	審査会会議(1回目)
平成 30 年 6 月 20 日	審査会会議(2回目) 口頭意見陳述及び質疑
平成 30 年 8 月 22 日	審査会会議(3回目) 答申の検討